

雇児発0607第4号
平成25年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「基幹的職員研修事業の運営について」の一部改正について

標記については、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「基幹的職員研修事業の運営について」の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0331014号 平成21年3月31日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成25年6月7日雇児発0607第4号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">基幹的職員研修事業の運営について</p> <p>社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。</p> <p>このため、都道府県等において施設での自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施することにより、人材育成が可能となるよう、別紙のとおり「基幹的職員研修事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0331014号 平成21年3月31日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">基幹的職員研修事業の運営について</p> <p>社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。</p> <p>このため、都道府県等において施設での自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施することにより、人材育成が可能となるよう、別紙のとおり「基幹的職員研修事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="159 197 241 225">別紙</p> <p data-bbox="472 260 801 287">基幹的職員研修事業実施要綱</p> <p data-bbox="159 352 376 379">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="159 413 302 440">第4 (略)</p> <p data-bbox="203 443 427 470">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="203 474 367 501">(3) 研修講師</p> <p data-bbox="237 504 1099 595">研修講師については、国(国立武蔵野学院)が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。</p> <p data-bbox="159 628 376 655">第5～第6 (略)</p>	<p data-bbox="1120 197 1202 225">別紙</p> <p data-bbox="1435 260 1765 287">基幹的職員研修事業実施要綱</p> <p data-bbox="1120 352 1337 379">第1～第3 (略)</p> <p data-bbox="1120 413 1301 440">第4 実施内容</p> <p data-bbox="1162 443 1386 470">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1162 474 1326 501">(3) 研修講師</p> <p data-bbox="1196 504 2063 595">研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。</p> <p data-bbox="1120 628 1337 655">第5～第6 (略)</p>